

新潟地方最低賃金審議会長 長谷川 雪子 殿

> 新 潟 労 働 局 長 福 岡 洋



最低賃金の改正決定の必要性の有無について (諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器 具製造業最低賃金

(平成20年新潟労働局最低賃金公示第2号)

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金 (平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号)

新潟県各種商品小売業最低賃金 (平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号)